

高坂小学校としまだ小学校の統合による新しい学校づくり懇談会（第1回）

令和4年7月11日（月）

於：しまだ小学校特活室

○ 構成員紹介

1 スケジュールについて 資料1

2 通学区域の柔軟な対応について 資料2

3 新校舎の整備について 資料3

4 その他

○第2回懇談会 令和4年 月 日（ ）

令和 4 年度から令和 8 年度までのスケジュール（案）

年度	事項	整備関連	その他
4	・通学路(関係機関への要望) ・通学区域の柔軟な対応 ・施設整備関係 ・校名案 ・校章案	・基本設計	・交流活動
5	・PTA 規約等 ・校訓、教育目標、教育活動	・実施設計 ・高坂小学校に仮設校舎を設置(令和 5 年末頃～)	・交流活動 ・校名決定(条例改正)
6		・統合(場所:現高坂小学校) ・新校舎の整備(開始)	・校歌
7		・新校舎の整備	
8		・新校舎の整備(完了) ・新校舎への移転	

令和4年度スケジュール（案）

区分	事項	募集
7 月	第 1 回(7/11) ・通学区域の柔軟な対応① ・施設整備関係①	
8 月	第 2 回(8/) ・通学路① (現地視察) (通学区域の柔軟な対応 保護者説明会) (ワークショップ)	
9 月	第 3 回(9/) ・通学区域の柔軟な対応② ・施設整備関係②(要望事項確認) ・通学路②(要望事項確認) ・校名募集について	
10 月		 校名募集
11 月		
12 月	第 4 回(12/) ・校名案決定 ・校章募集について	
1 月	第 5 回(1/) ・施設整備関係③	 校章募集
2 月		
3 月	第 6 回(3/) ・校章案決定 ・施設整備関係④	

通学区域の柔軟な対応について（案）

1 基本的な考え方

（１）通学する学校は保護者が選択する（委託選択）

（参考）

区 分	内 容
① 委託指定	一定の区域の児童について、教育委員会が指定する小学校に通学していただくもの（当該区域の児童は、全員同じ小学校に通学する）
② 委託選択	一定の区域の児童について、統合校か、選択先となる別の小学校（市が提示します）のどちらかを保護者の方が選択していただくもの（当該区域の児童が別々の小学校に通うことになる）

（２）選択対象となる小学校等

区分	しまだ学区	高坂学区
選択対象校	黒石小学校	相生小学校 又は 桃山小学校 (選択対象校の設定はいずれか1校)
対象地域	高島二丁目	久方二丁目、久方三丁目
開始年度 終了年度	令和6年度から 令和8年度（移転）まで	令和6年度から 令和13年度まで
	令和5年度の新入生については、 <u>学区外通学(※)</u> により選択可能とする。 ※ 一定の要件に該当する場合に、個別に申請して通学する学校を変更する制度です。	
中学校	進学先が神沢中学校になる小学校を選択している場合、神沢中学校又は住所地の指定校である久方中学校から選択可能とする。	
通学路の設定	それぞれの小学校と連携し、安全な経路を設定する。 令和5年度の新入生については、選択した小学校の分団の集合場所まで保護者の方に送っていただく、選択した児童で分団を構成して登校するなどの方法が考えられます。居住地や希望する人数などを踏まえ、選択対象となった小学校とともに検討していくこととなります。	

2 選択時期について

ア 学校を変える時期は、毎年4月のみとする（年度途中は不可）

イ 選択できるのは、令和6年度のみとする。ただし、統合校以外を選択した場合については、毎年統合校に戻るができる（移転に伴う例外あり。下表参照）

ウ **特例1**

統合校に通学する児童の弟妹が新1年生となる年度に、この弟妹が統合校以外の学校を選択する場合であって、当該児童（兄姉）もこの弟妹と同じ小学校への通学を希望するときは、同校へ転校することも可能とする。

エ **特例2**

委託選択の期間終了後に新1年生となる児童について、選択先の学校に兄姉が在籍している場合に限り、弟妹も同じ小学校を選択することができることとする。

オ 選択できるタイミングは下表のとおり。

（しまだ学区）

区分		R5.4	R6.4	R7.4	R8.4	R9.4	R10.4～
選択	2～6年生	×	○	×（特例1あり）		×（特例2あり）	
	1年生	△	○	○	○		
統合校への 戻り			○	○	○	◎	○
			統合校（高坂）			統合校（しまだ）	

（高坂学区）

区分		R5.4	R6.4	R7.4	R8.4	R9.4	R10.4～R13.4	R14.4～
選択	2～6年生	×	○	×	○※	○※	×	×
	1年生	△	○	○	○	○	○	×
統合校への 戻り			○	○	○	○	○	○
			統合校（高坂）			統合校（しまだ）		

△：学区外通学により選択可能

◎：新校舎完成に合わせ、選択した児童全員に意向確認

○※：しまだ小の場所への移転に伴い、再度選択の機会を設ける

3 今後の進め方について

（1）新しい学校づくり懇談会への提示：7月11日

（2）本案の周知（意見の募集）：7月～

（3）保護者説明会の実施：8月5・6日（高坂学区）、7・8日（しまだ学区）

（4）新しい学校づくり懇談会への提示：9月

（5）具体的な事務手続き：10月～

